

議案第 8 2 号

羽曳野市土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例の制定について

羽曳野市土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 11 月 30 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

## 提 案 理 由

宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)第 10 条第 4 項の規定により、本市の区域を盛土等が規制される宅地造成等工事規制区域に指定する旨の大阪府の公示が行われることに伴い、羽曳野市土砂埋立て等の規制に関する条例(令和 2 年羽曳野市条例第 43 号)が規制する対象行為に対して同法の規制が適用されることから、同条例を廃止するため、この条例を制定するものです。

# 羽曳野市土砂埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市土砂埋立て等の規制に関する条例(令和 2 年羽曳野市条例第 43 号)は、廃止する。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた廃止前の羽曳野市土砂埋立て等の規制に関する条例(以下「旧条例」という。)第 10 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による埋立て等許可(旧条例第 7 条第 1 項に規定する埋立て等許可をいう。以下同じ。)の申請又は旧条例第 12 条第 2 項の規定による変更許可(同条第 1 項に規定する変更許可をいう。以下同じ。)の申請であつて、この条例の施行の際、埋立て等許可又は変更許可をするかどうかの処分がされていないものについての埋立て等許可又は変更許可の処分については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に埋立て等許可を受けている者又は施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる埋立て等許可を受ける者に関する旧条例第 8 条第 3 項、第 11 条第 1 項、第 12 条第 5 項、第 13 条から第 20 条まで、第 21 条(休止に係る部分を除く。)、第 22 条、第 23 条第 1 項及び第 3 項から第 5 項まで、第 24 条から第 27 条まで並びに第 31 条から第 34 条までの規定の適用については、当該埋立て等許可の期間が満了する日までの間(施行日から当該埋立て等許可の期間が満了する日までに旧条例第 23 条第 1 項及び同条第 3 項から第 5 項まで並びに第 24 条第 1 項の規定による命令を受けた者にあつては当該命令に係る事由が消滅する日又は当該埋立て等許可の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間、施行日以後に当該埋立て等許可に係る土砂埋立て等を 2 月以上休止する者にあつては当該休止をする日から起算して 2 月を経過する日又は当該埋立て等許可の期間が満了する日のいずれ

か早い日までの間)は、なお従前の例による。

- 4 この条例の施行前にされた旧条例第 23 条の規定による命令を受けた者に係る旧条例第 11 条第 1 項第 5 号及び第 6 号、第 18 条第 3 項、第 31 条第 1 項並びに第 32 条の規定の適用については、当該命令に係る事由が消滅する日までの間は、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際現に旧条例第 28 条第 1 項の規定による指定がされている土砂の搬入を禁止する区域に係る旧条例第 11 条第 1 項第 5 号及び第 6 号、第 28 条から第 30 条まで、第 31 条第 1 項並びに第 32 条の規定の適用については、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行前にした行為及び附則第 3 項から第 5 項までの規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。